告示

○国土交通省告示第八十一号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程を次のように定める。

平成二十九年二月三日

国土交通大臣　石井　啓一

既存住宅状況調査技術者講習登録規程

（目的）

第一条　この規程は、既存住宅状況調査技術者講習の登録に関し必要な事項を定めることにより、公正かつ適確に既存住宅状況調査を行うことができる既存住宅状況調査技術者の育成を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この規程において「住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二条第一項に規定する住宅をいう。

2　この規程において「新築住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第二条第二項に規定する新築住宅をいう。

3　この規程において「既存住宅」とは、新築住宅以外の住宅をいう。

4　この規程において「既存住宅状況調査」とは、既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律第九十四条第一項に規定する住宅の構造耐力上主要な部分等の状況の調査をいう。

5　この規程において「既存住宅状況調査技術者」とは、既存住宅状況調査を行う技術者で、この規程により国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「既存住宅状況調査技術者講習」という。）の修了証明書を有する者をいう。

6　この規程において「住宅居住者等」とは、既存住宅状況調査が行われた住宅に居住し、若しくは居住しようとする者又は既存住宅状況調査を依頼し、若しくは依頼しようとする者をいう。

（既存住宅状況調査技術者講習の登録の申請）

第三条　前条第五項の登録は、既存住宅状況調査技術者講習の実施に関する事務（以下「既存住宅状況調査技術者講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2　前条第五項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一　前条第五項の登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　既存住宅状況調査技術者講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　既存住宅状況調査技術者講習事務を開始しようとする年月日

四　既存住宅状況調査技術者講習委員（第五条第一項第三号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。以下同じ。）となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イからハまでに該当する者にあっては、その旨

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　個人である場合においては、次に掲げる書類

イ　住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ　登録申請者の略歴を記載した書類

二　法人である場合においては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　株主名簿又は社員名簿の写し

ハ　申請に係る意思の決定を証する書類

ニ　役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類

三　別記様式第一による既存住宅状況調査技術者講習事務の概要を記載した書類

四　既存住宅状況調査技術者講習委員のうち、第五条第一項第三号イからハまでに該当する者にあっては、その旨を証する書類

五　講師が第五条第一項第四号イからハまでのいずれかに該当する者であることを証する書類

六　既存住宅状況調査技術者講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

七　前条第五項の登録を受けようとする者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

八　その他参考となる事項を記載した書類

（欠格条項）

第四条　次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第二条第五項の登録を受けることができない。

一　建設業法（昭和二十四年法律第百号）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二　第十五条の規定により第二条第五項の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三　法人であって、既存住宅状況調査技術者講習事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の要件等）

第五条　国土交通大臣は、第三条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をするものとする。

一　第七条第四号の表の上欄に掲げる科目について講義が行われるものであること。

二　第三条第三項第三号の概要について、第七条（第四号を除く。）の規定に反しないものであること。

三　次に掲げる者（既存住宅状況調査技術者講習事務を行う者（法人にあっては、その役職員）を除く。）をそれぞれ一名以上含む七名以上の者によって構成される合議制の機関により修了考査の問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築学その他の既存住宅状況調査技術者講習に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は建築学その他の既存住宅状況調査技術者講習に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ロ　建築士法第二条第二項に規定する一級建築士

ハ　既存住宅状況調査について十分な知識を有する者

四　次のいずれかに該当する者が講師として既存住宅状況調査技術者講習事務に従事するものであること。

イ　前号イからハまでに掲げる者

ロ　既存住宅状況調査技術者

ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者